



森林を見直そう!

熊本県内に森林をお持ちのあなた、森林の所有や管理のことでお悩みではありませんか？

森林を所有しているが、場所やどんな木が生育しているのか分からないし、境界も知らない…。



所有されている森林の場所やその状態をお調べします!



自分で山の手入れはできないので、誰かに頼みたいが、誰に頼んでよいのやら…。



林業の専門家である森林組合や林業事業体に作業や経営を委託することで、森林を所有したまま継続的に資産管理ができます!



できれば手放したいと考えているのだが…。



県が認定した「森の担い手※」を紹介します!



熊本県では、自ら管理・経営することが難しい方の所有森林を『森の担い手』※に集約・集積する取組を行っています。

※『森の担い手』とは？

知事が認定する、本県の森林を守り育てていく意欲と能力をもった森林経営を積極的に行う担い手のことです。

詳しくは熊本県森林整備課(096-333-2441)又は、各県地域振興局林務課へおたずねください。



©2010 熊本県くまモン

平成29年度「くまもと森づくり活動の日」イベント開催

平成20年5月九州知事会において、11月第2日曜日を「九州森林(もり)の日」とすることが決定されました。熊本県でも同日を、県民が自発的な森林整備活動等を県下各地で実施する「くまもと森づくり活動の日」としており、今年度も中央イベントを下記のとおり開催します。

日 時／平成29年11月12日(日) 10:00~15:00
場 所／熊本市黒髪(立田山) 県林業研究指導所及び周辺の森林
内 容／①林業研究指導所の一般公開 ②森と触れ合う森林教室・体験活動
その他／参加料、申込は不要ですが、定員がある活動があります。



保安林において皆伐を行う場合には、「皆伐許可旗」の設置が必要です

皆伐許可旗とは？

- 森林法に基づき申請を行われた方に、許可証と一緒に交付されるものです。
 - 伐採の前に、現場の周囲から良く見える場所に設置してください。
- 詳しくは、熊本県農林水産部森林局森林保全課(TEL.096-333-2451)までおたずねください。

